

福知山市デジタルポイント決済システム「ふくぼ」利用加盟店募集要項

1 趣旨

福知山市デジタルポイント決済システム「ふくぼ」(以下「ふくぼ」という。)を利用して市が発行する各種ポイントにより商品の販売、サービス等の提供を行う店舗(事業所)を募集します。

2 ポイントについて

(1) ポイント概要

「ふくぼ」を利用して発行されたポイント(以下「ポイント」という。)は、1ポイントあたり1円相当の割合で対象取引において利用することができるものとする。

なお、発行される各種ポイントの概要については、ポイント毎に別途定めるものとする。

(2) 取扱い厳守事項

- ① ポイントの交換又は売買は、禁止する。
- ② ポイントの盗難、紛失、滅失または偽造・模造等に対して発行者は責任を負いません。
- ③ システムの障害時、通信障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間及びやむを得ない場合には、ポイントによる取引を行うことができません。

(3) ポイント利用対象とならない取引等

- ① 有価証券、金券、ポイント(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行するポイント等)、旅行券、乗車券切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入や電子マネーへのチャージ
- ② 商品、サービス等の引換券などの代金を前払いするもののうち、有効期限が各種ポイント毎に定める利用期間を超えるもの
- ③ 性風俗関連特殊営業、キャバレー、パチンコ店などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- ④ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑤ 金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品及び現金との換金、金融機関への預入れ

- ⑥ 出資や債務の支払い
- ⑦ 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、加盟店以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
- ⑧ 公序良俗に反するものへの支払い
- ⑨ やむを得ない理由により加盟店が取扱いを不可としたもの
- ⑩ その他市長が不相当と認めるもの

2 加盟店の募集について

(1) 要件

加盟店は「ふくぼ」を利用したポイントにより商品の販売、サービス等の提供を行うことを希望する福知山市内の店舗（事業者）とする。ただし、次にかかげるものを除く。

- ① 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行うもの
- ③ 公序良俗に反するもの
- ④ その他市長が不相当と認めるもの

(2) 加盟店遵守事項

- ① 消費者がポイント利用期間中に、ポイントを利用したときは、ポイント分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。なお、ポイントによる取引の際には、加盟店は、善良な管理者の注意義務をもって次の事項を必ず確認する。
 - ア ポイント利用画面
 - イ ポイント利用金額
 - ウ 当該取引にかかる加盟店名
 - エ 消費者がポイントの決済ボタンを押した後の支払い完了画面における加盟店名、決済金額、決済日時
- ② 加盟店であることが明確になるよう、販売ツール（二次元コード、ポスター等）を消費者が分かりやすい場所に掲示すること。
- ③ 次の場合、店舗側は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨、明示すること。
 - ア 店舗で独自にポイントの利用対象外となる商品等を定める場合
 - イ 他の割引企画との併用不可、利用の上限額等を定める場合
- ④ ポイントの交換、譲渡、売買、再利用は行わないこと。

- ⑤ 購入したポイントによる直接換金を行わないこと。
- ⑥ 市又は市がポイント利用にかかる運営を委託した事業者が行う調査に協力すること。

(3) 申込期間

令和4年8月18日(木)から令和4年9月16日(金)まで【初回】

- ※ 期間内に登録いただいた事業者へは、市が初めて発行するポイントの利用開始日までに事業所二次元コードなどの販売ツールを送付するとともに、当初広報に加盟店として掲載します。
- ※ 期間後においても、随時登録は受け付けます。

(4) 申込方法

この募集要項及び福知山市デジタルポイント決済システム「ふくぼ」利用加盟店規約に同意のうえ、次のいずれかの方法にて申込みください。

① Webサイトによる方法

Webサイト(福知山市ホームページ(「ふくぼ」について)にリンク貼付)にて、必要事項を入力のうえ申込



② 書類による方法

福知山市デジタルポイント決済システム「ふくぼ」利用加盟店登録申込書兼誓約書に必要事項を記入のうえ指定する申込先へ提出

(5) 加盟店登録の取消

申込のあった店舗については、確認のうえ加盟店として登録します。ただし、登録後であっても下記に該当する場合は、登録を取り消すことがあります。

- ① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- ② 市長が登録を取り消すと判断した場合

3 ポイントの換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引においてポイントを受け取った加盟店へは次のとおり入金します。

- ① 入金口座は口座振り込みとなり、振込手数料は福知山市にて負担致します。
- ② 別途定める締切日(月2回)ごとに、締切日までの間に到着した取引データに係る売上金額の総額を振込みます。
- ③ 入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたし

ます。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんので
ご注意ください。

4 加盟店誓約事項

- ① 商品の販売、又はサービスの提供なくポイントの換金を行いません。
- ② ポイントを利用できない商品に対し、ポイントでの支払いを受け付けません。
- ③ ポイントを偽造、悪用、濫用しません。
- ④ 加盟店として参画し、真にやむを得ない事業がないかぎり申込年度内における途中辞退は致しません。
- ⑤ この募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- ⑥ ポイント利用に際して消費者からの苦情者や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑦ 店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号・業種の公表（専用HP、チラシ等に掲載）について同意します。
- ⑧ 登録する店舗は、この募集要項にて加盟店対象外とされている店舗ではありません。

この募集要項及び福知山市決済システム「ふくぼ」利用加盟店規約を確認のうえ、上記の誓約事項すべてに同意の上、お申込み下さい。

なお、加盟店規約については、現時点のものであり、システム制作等及び運営の都合上、若干の変更可能性があることを御承知おきください。